

居宅療養管理指導重要事項説明書

1. 指定事業所名 鈴木歯科医院

2. 指定事業所番号 2331300869

3. 事業所所在地 名古屋市守山区守山3-3-15

4. 電話番号 052-791-2875

5. 運営方針

- (1) 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者等（ケアマネジャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者または家族の方に療養上の管理・指導・助言等を行います。

6. 指定居宅療養管理指導・指定介護予防指定居宅療養管理指導の内容

- (1) 要支援者・要介護者または家族からの介護全般に関する相談等。
(2) 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）等への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
(3) 要支援者・要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
(4) その他、療養生活向上のための指導・助言等。

7. 従事者
歯科医師 鈴木俊夫 鈴木聡 迎章太郎
歯科衛生士 鈴木厚子 加藤江里 藤田夏美
山田恵 小寺味香 小野志保
進士雅子 藤田紀江

8. 営業日及び営業時間

- (1) 月、火、水、金曜日 9:00～12:00 13:00～20:00
(2) 土曜日 9:00～12:00 14:00～18:00

※木曜日・日曜日及び医院が定める休診日

9. 利用料

- (1) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合、薬料や注射料、処置料、診察料、歯科訪問診療料といった医療保険にかかる費用とは別に、1回につき、単一建物居住者1人に対して行う場合は517円（2割負担の場合は1,034円）、単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合は487円（2割負担の場合は974円）それ以外の場合は441円（2割負担の場合は882円）（ただし1月に2回を上限とする）を徴

収させていただきます。なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることもあります。

- (2) 歯科衛生士が実地指導を行った場合は「歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導費」として、1回につき、単一建物居住者1人に対して行う場合は362円（2割負担の場合は724円）、単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合は326円（2割負担の場合は652円）、それ以外の場合は295円（2割負担の場合は590円）（ただし1月に4回を上限とする）を徴収させていただきます。

10. 苦 情 処 理

- (1) 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら、受付までお申し出下さい。苦情対応責任者は院長です。また、苦情内容によっては市町村窓口または国保連合会をご紹介する等対応させていただきます。

11. 守 秘 義 務

- (1) 歯科医師及び歯科衛生士には利用者の守秘義務があり、個人情報外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネジャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。

12. その他運営に関する重要事項

- (1) 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
- (2) 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行います。
- (3) 利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。